

市立旭川病院 がん患者サロン運用規程

(目的)

第1条 この規程は、市立旭川病院が、がん患者さま相互の交流、情報交換、学習等を支援する目的のため、患者さま・患者団体に院内の施設をがん患者サロンとして提供するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 がん患者サロンの名称を「ひまわり」とする。

(設置場所及び管理)

第3条 がん患者サロン(以下「ひまわり」という。)は集団指導室を使用し、管理は地域医療連携課が行う。なお、集団指導室が利用人数などの都合で利用できないときは、別途相談を受ける。

(利用対象)

第4条 「ひまわり」を利用できる者は、次のとおりとする。なお、公共の施設であることから、営利目的、政治・宗教的目的では利用できないものとする。

- (1) 当院が承認した患者支援活動をしている患者団体。
- (2) 患者個人及び家族、その他市立旭川病院院長(以下「病院長」という。)が特に許可した者。

(開設時間)

第5条 「ひまわり」の開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 患者団体の利用： 第1, 3週水曜日13:00～16:00, 月・火・木・金曜日13:00～16:00
個人利用： 第4週水曜日13:00～15:00
- (2) 患者団体、個人利用ともに、開設時間内であれば1回の利用時間を制限しないものとする。

(患者団体の登録)

第6条 患者団体が、「ひまわり」を利用する場合は、事前に病院長に患者団体として登録するため、がん患者団体登録申請書(様式1)を提出する。

2 病院長は、申請内容を確認し、許可した場合は患者団体台帳に登載し、当該団体にその旨を通知する。

3 登録の有効期限は2 年とし、期限満了後に再度登録を希望する場合は、あらためて申請するものとする。

(利用申請及び許可証の交付)

第7条 利用申請については、次のとおりとする。

- (1) 登録済みの患者団体が、「ひまわり」の利用を希望する場合は、利用申請書(様式2)に必要事項を記入し病院長へ提出する。
- (2) 利用申請は、原則として利用予定日の3 日前までに行うものとする。

(3) 病院長は、利用申請の内容を確認し、支障がなければ利用を承認し、当該団体にその旨を通知する。

(利用料金)

第8条 施設利用に関わる料金(光熱水費・駐車場使用料を含む)については、がん患者さま相互の交流、情報交換、学習等の利用目的を考慮し、これを徴収しない。

ただし、その他発生する経費については利用者が負担する。

(施設利用)

第9条 施設利用にあたっては、この要綱で定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 火災予防のための火気使用はできないこと
- (2) 室内の備付の備品等は勝手に持ち出さないこと
- (3) 備品等の持ち込みは事前に許可を受けること
- (4) 宗教や健康食品等の勧誘はしないこと
- (5) サロン内で聞いた個人情報を他人に話さないこと
- (6) 金銭の貸借はしないこと
- (7) サロン内を土足で使用しないこと

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。